

奈良県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	中井 勝彦	葛城市北花内二四一―五
〃	長水 仁和	〃
〃	吉川 裕彦	〃
〃	井上 博之	〃
〃	芳村 雅史	〃
〃	松村 泰徳	〃
〃	中島 太一	〃
〃	吉川 正眞	〃
〃	林 英三	〃
〃	西岡 保博	〃
監事	中井 謙之	〃
〃	生野 辰幸	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中井 勝彦	葛城市北花内二四一―五
〃	長水 仁和	〃
〃	吉川 裕彦	〃
〃	井上 博之	〃
〃	芳村 雅史	〃
〃	松村 泰徳	〃
〃	中島 太一	〃
〃	吉川 正眞	〃
〃	林 英三	〃
〃	西岡 保博	〃

〃 監事

生野 中井
辰幸 謙之

〃 〃

五〇八 四七二